

社会福祉法人芳徳会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳徳会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を含め役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、週3日以上出勤している役員等をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員等の報酬は月額とする。
- 3 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。
- 4 非常勤役員等は無報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員等の報酬月額は別表のとおりとし、評議員会において決定するものとする。

【別表】

理事長	無報酬
理事	無報酬
監事	無報酬
評議員	無報酬

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、原則として職員給与の支給日に支給する。ただし、やむをえない事情があり本人の同意を得た場合には、支給日等を変更することができる。
- 3 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員を退任した場合、報酬は日割計算で支給するものとする。

(通勤費)

第6条 役員等には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。